

職員の退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月二十四日

広島県人事委員会

委員長 船 木 孝 和

広島県人事委員会規則第九号

職員の退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

第一条 職員の退職手当の支給に関する規則（昭和二十九年広島県人事委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
（条例第十条第三項の人事委員会規則で定める事業） 第十一条の二（略） 一（略） 二 その事業について当該事業を実施する受給資格者が第二十一条第一項に規定する再就職手当の支給を受けたもの 三（略） （就業促進手当等に相当する退職手当の支給手続） 第二十一条 受給資格者又は高年齢受給資格者は、条例第十条第七項第四号から第六号までの規定による退職手当の支給を受けようとするときは、同項第四号の規定による退職手当のうち雇用保険法第五十六条の三第一項第一号に該当する者に係る就業促進手当（雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）第八十三条の四に規定する就業促進定着手当（以下「就業促進定着手当」という。）を除く。以下「再就職手当」という。）に相当する退職手当にあつては別記様式第九号の五による再就職手当に相当する退職手当支給申請書に、同号ロに該当する者に係る就業促進手当（就業促進定着手当に限る。）に相当する退職手当にあつては別記様式第九号の六による就業促進定着手当に相当する退職手当支給申請書に、同項第二号に該当する者に係る就業促進手当（以下「常用就職支度手当」という。）に相当する退職手当にあつては別記様式第十号による常用就職支度手当に相当する退職手当支給申請書に、条例第十条第七項第五号の規定による退職手当にあつては別記様式第十一号による移転費に相当する退職手当支給申請書に、同項第六号の規定による退職手当のうち雇用保険法第五十九条第一項第一号に該当する行為をする者に係る求職活動支	（条例第十条第三項の人事委員会規則で定める事業） 第十一条の二（略） 一（略） 二 その事業について当該事業を実施する受給資格者が第二十一条第一項に規定する就業手当又は再就職手当の支給を受けたもの 三（略） （就業促進手当等に相当する退職手当の支給手続） 第二十一条 受給資格者又は高年齢受給資格者は、条例第十条第七項第四号から第六号までの規定による退職手当の支給を受けようとするときは、同項第四号の規定による退職手当のうち雇用保険法第五十六条の三第一項第一号イに該当する者に係る就業促進手当（以下「就業手当」という。）に相当する退職手当にあつては別記様式第九号の四による就業手当に相当する退職手当支給申請書に、同号ロに該当する者に係る就業促進手当（雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）第八十三条の四に規定する就業促進定着手当（以下「就業促進定着手当」という。）を除く。以下「再就職手当」という。）に相当する退職手当にあつては別記様式第九号の五による再就職手当に相当する退職手当支給申請書に、同号ロに該当する者に係る就業促進手当（就業促進定着手当に限る。）に相当する退職手当にあつては別記様式第九号の六による就業促進定着手当に相当する退職手当支給申請書に、同項第二号に該当する者に係る就業促進手当（以下「常用就職支度手当」という。）に相当する退職手当にあつては別記様式第十号による常用就職支度手当に相当する退職手当支給申請書に、条例第十条第七項第五号の規定による退職手当にあつては別記様式第十

援費に相当する退職手当にあつては別記様式第十二号による求職活動支援費（広域求職活動費）に相当する退職手当支給申請書に、同項第二号に該当する行為をする者に係る求職活動支援費に相当する退職手当にあつては別記様式第十二号の二による求職活動支援費（短期訓練受講費）に相当する退職手当支給申請書に、同項第三号に該当する行為をする者に係る求職活動支援費に相当する退職手当にあつては別記様式第十二号の三による求職活動支援費（求職活動関係役務利用費）に相当する退職手当支給申請書にそれぞれ受給資格証又は高年齢受給資格証を添えて任命権者等に提出しなければならない。ただし、受給資格証又は高年齢受給資格証を提出することができないことについて正当な理由があるときは、これを添えないことができる。

2
(略)

別表（第二条の十関係）

イ・ロ
(略)

第二号 区分 (略)	一・二 (略)	二の二 令和七年四月一日以後 適用されている職員の給与に 関する条例（以下「令和七年 四月以後の給与条例」という。） の情報職給料表の適用を受け ていた者でその属する職務 の級が七級であつたもののうち 人事委員会の定めるもの 三―六 (略)
第三号 区分	一―三 (略)	三の二 令和七年四月以後の給与 条例の情報職給料表の適用 を受けていた者でその属する 職務の級が六級又は七級であ つたもの（第二号区分の項第 二号の二に掲げる者を除く。 もの 四―六 (略)
第四号 区分	一―八 (略)	八の二 令和七年四月以後の給与 条例の情報職給料表の適用 を受けていた者でその属する 職務の級が五級、六級又は七 級であつたもの（第二号区分 の項第二号の二及び第三号区

一号による移転費に相当する退職手当支給申請書に、同項第六号の規定による退職手当のうち雇用保険法第五十九条第一項第一号に該当する行為をする者に係る求職活動支援費に相当する退職手当にあつては別記様式第十二号による求職活動支援費（広域求職活動費）に相当する退職手当支給申請書に、同項第二号に該当する行為をする者に係る求職活動支援費に相当する退職手当にあつては別記様式第十二号の二による求職活動支援費（短期訓練受講費）に相当する退職手当支給申請書に、同項第三号に該当する行為をする者に係る求職活動支援費に相当する退職手当にあつては別記様式第十二号の三による求職活動支援費（求職活動関係役務利用費）に相当する退職手当支給申請書にそれぞれ受給資格証又は高年齢受給資格証を添えて任命権者等に提出しなければならない。ただし、受給資格証又は高年齢受給資格証を提出することができないことについて正当な理由があるときは、これを添えないことができる。

2
(略)

別表（第二条の十関係）

イ・ロ
(略)

第二号 区分 (略)	一・二 (略)	三―六 (略)
第三号 区分	一―三 (略)	四―六 (略)
第四号 区分	一―八 (略)	

第五号 区分 八の二 令和七年四月以後の給 与条例の情報職給料表の適用 を受けていた者でその属する 職務の級が五級、六級若しく は七級であつたもの（第二号 区分の項第二号の二、第三号 区分の項第三号の二及び第四 号区分の項第八号の二に掲げ る者を除く。）又は四級であ つたもののうち人事委員会 の定めるもの 九―十二（略） 一―八（略）	第六号 区分 八の二 令和七年四月以後の給 与条例の情報職給料表の適用 を受けていた者でその属する 職務の級が四級であつたもの （第五号区分の項第八号の二 に掲げる者を除く。）又は三 級であつたもののうち人事委 員会の定めるもの 九―十一（略） 一―八（略）	第七号 区分 八の二 令和七年四月以後の給 与条例の情報職給料表の適用 を受けていた者でその属する 職務の級が三級であつたもの （第六号区分の項第八号の二 に掲げる者を除く。） 九・十（略） 一―八（略）	第八号 区分 八の二 令和七年四月以後の給 与条例の情報職給料表の適用 を受けていた者でその属する 職務の級が二級であつたもの のうち人事委員会の定めるもの 九・十（略） 一―八（略）
第五号 区分 九―十二（略） 一―八（略）	第六号 区分 九―十一（略） 一―八（略）	第七号 区分 九―十一（略） 一―八（略）	第八号 区分 九・十（略） 一―八（略）

別記様式第九号の四を次のように改める。

別記様式第9号の4 訓示

第二条 職員の退職手当の支給に関する規則の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すよう
 に改正する。

改 正 後	改 正 前
様式第15号（第24条関係） （表面） 退職手当支払差止処分書 （略） （裏面） （略） （支払差止処分の取消し） （略） 1 （略） 2 この処分を受けた者について、この処分の理由となつた起訴に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。） 3 （略） 備考1—3 （略）	様式第15号（第24条関係） （表面） 退職手当支払差止処分書 （略） （裏面） （略） （支払差止処分の取消し） （略） 1 （略） 2 この処分を受けた者について、この処分の理由となつた起訴に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（<u>禁錮</u>以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。） 3 （略） 備考1—3 （略）
様式第 16 号（第 24 条関係） （表面） 退職手当支払差止処分書 （略） （裏面） （略） （支払差止処分の取消し） （略） 1 （略） 2 この処分を受けた者について、この処分の理由となつた行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があつた場合であつて、職員の退職手当に関する条例第14条第1項の規定による処分を受けることなく、その判決が確定した日又はその公訴を提起しない処分があつた日から6か月を経過した場合 3・4 （略） 備考1—3 （略）	様式第 16 号（第 24 条関係） （表面） 退職手当支払差止処分書 （略） （裏面） （略） （支払差止処分の取消し） （略） 1 （略） 2 この処分を受けた者について、この処分の理由となつた行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（<u>禁錮</u>以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があつた場合であつて、職員の退職手当に関する条例第14条第1項の規定による処分を受けることなく、その判決が確定した日又はその公訴を提起しない処分があつた日から6か月を経過した場合 3・4 （略） 備考1—3 （略）

様式第 17 号（第 24 条関係）

（表面）

退職手当支払差止処分書

（略）

（裏面）

（略）

（支払差止処分の取消し）

（略）

1 （略）

2 この処分を受けた者について、この処分の理由となつた行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（拘禁刑以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があつた場合であつて、職員の退職手当に関する条例第14条第1項の規定による処分を受けることなく、その判決が確定した日又はその公訴を提起しない処分があつた日から6か月を経過した場合

3・4 （略）

備考1—3 （略）

様式第 17 号（第 24 条関係）

（表面）

退職手当支払差止処分書

（略）

（裏面）

（略）

（支払差止処分の取消し）

（略）

1 （略）

2 この処分を受けた者について、この処分の理由となつた行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があつた場合であつて、職員の退職手当に関する条例第14条第1項の規定による処分を受けることなく、その判決が確定した日又はその公訴を提起しない処分があつた日から6か月を経過した場合

3・4 （略）

備考1—3 （略）

附 則

この人事委員会規則は、令和七年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和七年六月一日から施行する。